

山梨県市町村総合事務組合等庁内ネットワーク機器の調達に係る借入の
一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 7 日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 渡 辺 英 子

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

山梨県市町村総合事務組合等庁内ネットワーク機器の調達に係る借入

(2) 納入場所

山梨県市町村総合事務組合サーバ室

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館内

(3) リース開始年月日

平成 29 年 12 月 1 日

(4) 内容

山梨県市町村総合事務組合等庁内ネットワーク機器の調達に係る借入仕様書のとおり

2 一般競争入札の参加資格

- (1) 山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において登録業種の「リース業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 29 年組合告示第 3 号）の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。
- (7) 不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から 2 年を経過している者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村民税を完納している者であること。
- (9) 平成 24 年度以降に、国又は地方公共団体に元請けとして、システム関連機器の賃貸借契約を 1 年以上の期間、賃借人として履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所
山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階
山梨県市町村総合事務組合総務課
電 話：055-235-3228
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成 29 年 7 月 14 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。） 3 (1) の場所において交付する。
- (3) 入札参加申請書等の提出方法
この公告の日から平成 29 年 7 月 24 日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。） 3 (1) の場所に提出する。
- (4) 入札及び開札の日時
平成 29 年 8 月 9 日（水）午前 11 時
- (5) 郵送等による入札
不可とする。
- (6) 入札の無効
2 の入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
山梨県市町村総合事務組合財務規則（平成 22 年組合規則第 7 号）第 98 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 違約金
落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとし、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 最低制限価格の有無
無
- (6) 参加資格を満たさなくなった場合
落札者が契約締結の日までの間に、2 に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、山梨県市町村総合事務組合は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 長期継続契約
この公告にかかる入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 22 年組合条例第 5 号）に基づく長期継続契約のため、翌年度以降において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。